

平成 27 年度「いじめ防止等のための学校の取組について」(お知らせ)

1 「仙台市立館中学校いじめ防止基本方針」を策定

基本理念を次のようにとらえ、取組の基本方針を策定し、いじめ防止と早期発見、早期解決に努めています。

- (1) いじめは、どの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員、保護者、そして地域で取り組む。
- (2) 授業や諸活動を充実させ、生徒の望ましい人間関係づくりを進める。
- (3) いじめは人権侵害であり、犯罪行為にもつながる許しがたい行為である、という意識を生徒に持たせる指導を徹底する。
 - ①どんな理由があっても絶対に行ってはいけない。
 - ②見て見ぬふりをしてはいけない。
 - ③やめさせたり、通報したりすることは勇気ある正しい行いである。
- (4) いじめの早期発見に努め、教職員及び保護者が一体となった迅速な対応を行う。
- (5) いじめを受けた生徒や情報提供者を守り、いじめを行った生徒や保護者に対して毅然とした対応を行う。

*いじめの定義(文部科学省)

「いじめ」とは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 「学校いじめ防止等対策委員会」の設置

これまでも本校では、いじめ問題の対応について組織的に取り組んできましたが、「学校におけるいじめ防止等のための計画や対策等を協議する組織」として、標記の委員会を設置し、取組を進めています。

3 いじめについての相談窓口

- 生徒の皆さんは、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、教科担任や顧問、学年の先生など、お話ししやすい本校の教職員に、気軽に相談してください。相談については、十分に配慮しながら学校として対応にあたります。
- 保護者・地域の皆様は、教頭(高橋綾子)、生徒指導担当(今野芳哉)、学年主任(1学年: 関直人, 2学年: 土井孝司, 3学年: 稲田瑞穂)、学級担任等にご相談ください。

電話 379-6987 職員室
電話 379-7091 スクールカウンセラー室直通(毎週火曜日 9:30~16:40)
- 教育委員会における相談は、教育相談室です。 電話 214-0002

4 その他

上記の他、道徳や学活、様々な行事等を通じて、一人一人が互いに認め合える学級・学校づくりに取り組んでいきます。また、重大事態への対処などについては、教育委員会の指導のもと取り組んでいきます。なお、本校のいじめ防止等の取組については、今後も、学校だよりや学校ホームページ等でお知らせしていく予定です。